第四十二条の三第一項中「第七十六条」を「第七十六条第一項」に、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同条第二項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「第七十六条」を「第七十六条第一項」に、「同条に」を「同項に」に改め、同条第三項中「第七十六条」を「第七十六条第一項」に改め、同項第一号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に、「同項第十三号」を「同項第十六号」に改める。

第四十二条の四の次に次の一条を加える。

（登記の税率の軽減を受ける区域の範囲等）

第四十二条の四の二　法第七十七条の二に規定する政令で定める区域は、農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において同条第二項第一号の農用地区域として定められている区域とする。

2　法第七十七条の二に規定する政令で定める土地は、農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地又は同項第二号に掲げる土地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地とする。

第四十二条の六第一項中「（平成二十五年法律第九十八号）」を削る。

第四十三条の四の次に次の一条を加える。

（登記の免税を受ける建設線の範囲）

第四十三条の五　法第八十四条に規定する建設線のうち政令で定めるものは、同条に規定する建設線のうち国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

2　国土交通大臣は、前項の規定により同項の建設線を定めたときは、これを告示する。

第四十四条の二を削る。

第四十六条第二項中「規定する物品」の下に「（同項に規定する消耗品を除く。）」を加える。

第五十条の二第一項中「この条において「石油調製品等」を「この条及び次条第七項において「石油調製品等」に、「（同項」を「（法第九十条の六の二第一項」に、「この条において同じ」を「この条及び次条第三項において同じ」に、「この条において「国産石油等残留物」を「この条並びに次条第二項及び第七項において「国産石油等残留物」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（非製品ガスに係る石油石炭税の還付の申請等）

第五十条の二の二　非製品ガス（法第九十条の六の三第一項に規定する非製品ガスをいう。以下この条において同じ。）の製造場につき同項の承認を受けようとする石油精製業者（同項に規定する石油精製業者をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

二　当該非製品ガスの製造場の所在地及び名称

三　当該非製品ガスの製造に使用する原料の種類

四　当該非製品ガスの数量の計測方法及び計測場所

五　その他参考となるべき事項

2　法第九十条の六の三第一項に規定する非製品ガスの原料として政令で定めるものは、国産石油等残留物とする。

3　法第九十条の六の三第一項に規定するその製造に伴い非製品ガスが副次的に製造される政令で定めるものは、関税定率法別表第二五〇三・〇〇号に掲げる硫黄、同表第二七〇七・一〇号に掲げるベンゾール、同表第二七〇七・二〇号に掲げるトルオール、同表第二七〇七・三〇号に掲げるキシロール、同表第二七一一・一四号に掲げるプロピレン、石油アスファルト等、同表第二八〇四・一〇号に掲げる水素、同表第二九〇一・一〇号に掲げる飽和のもの、同表第二九〇一・二二号に掲げるプロペン、同表第二九〇一・二三号に掲げるブテン及びその異性体又は同表第二九〇五・一四号に掲げるその他のブタノールとする。

4　法第九十条の六の三第一項の規定により同項の石油石炭税額に相当する金額の還付を受けようとする石油精製業者は、同項に規定する承認を受けた製造場において非製品ガスを製造した後一年以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該製造場（財務省令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、当該承認を受けた場所）の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

二　当該非製品ガスを製造した製造場の所在地及び名称

三　製造した当該非製品ガスの数量

四　還付を受けようとする金額

五　その他参考となるべき事項

5　前項の規定による申請書には、同項第四号に掲げる金額の計算の基礎を記載した書類を添付しなければならない。

6　法第九十条の六の三第一項に規定する石油石炭税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、非製品ガスの数量に、一キロリットルにつき法第九十条の三の二第一号に規定する税率に相当する金額を乗じて得た金額とする。

7　法第九十条の六の三第一項に規定する政令で定める場合は、石油精製業者が、当該非製品ガスの製造に使用された石油調製品等又は国産石油等残留物の原料とされた原油又は石油製品に係る石油石炭税の納税者でない場合とする。

8　法第九十条の六の三第三項の命令をする場合には、その内容を記載した書類を交付するものとする。

9　石油精製業者でその製造場につき法第九十条の六の三第一項の規定による承認を受けたものは、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一　非製品ガスの製造に使用された原料の種類、種類ごとの数量及び密度並びに使用の年月日

二　製造した非製品ガスの数量、重量及び製造の年月日

三　移出した非製品ガスの数量及び移出の年月日並びに受取人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに移出先の所在地及び名称

10　第四項、第六項及び前項に規定する非製品ガスの数量は、当該非製品ガスの重量（温度零度及び一気圧の下における乾燥した当該非製品ガスの立方メートルで表した容量にその一立方メートル当たりのキログラムで表した重量を乗じて得たものをいう。）を温度十五度の下における当該非製品ガスの製造に使用された原料の一キロリットル当たりのキログラムで表した重量で除して得た数量とする。

第五十条の三第一号中「沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島（以下この条において「沖縄島等」という。）」を「沖縄県の区域内」に改め、同条第二号中「沖縄島等」を「沖縄県の区域内」に改め、同条第三号中「沖縄島等」を「沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島」に改める。

第五十条の四第一項第四号中「いずれかとの間の路線（同号」を「いずれかとの間の路線（同一号」に改める。

第五十一条の二第一項中「及び第九十条の十一の三第一項」を「並びに第九十条の十一の三第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「法第九十条の十一の三第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第五十四条の二第九項中「第十五条第四項から第六項まで」を「第十五条」に改め、「第五章」の下に「、第五十三条」を加え、同項の表第十五条第一項第一号の項中「第十五条第一項第一号」を「第十五条の二第一項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

第十五条の二第二項第一号	国税	特別還付金
第十五条の二第六項第一号	国税の年度、税目	特別還付金の年分